

申告簡易フローチャート

- このフローチャートは、簡易的に申告が必要か判定するものですので、ご不明な点等ございましたらお問い合わせください。
- 年齢は令和7年1月1日現在の年齢で判定してください。
- 所得税の還付申告を受ける場合は、下表に関わらず確定申告が必要です。また、確定申告をされた場合は町申告書の提出は不要です。
- 「収入」とは総支給額のことをいい、「所得」とは収入から必要経費を差し引く等して算定した額をいいます。

こちらの手続きが必要です

収入がなかった方

町申告

遺族年金・障害年金・失業給付金等の非課税収入のみの方

町申告

※収入がなく（非課税収入のみの場合を含む）、申告をしなかった場合、国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・障害福祉サービス等の所得判定等に影響がでる場合があります。

主に年金収入

年金収入が年間148万円以下（65歳未満は年間98万円）の方

申告不要

・年金収入が年間148万円超（65歳未満は年間98万円）
400万円以下で医療費控除等の各種控除を受ける方
・年金収入が年間400万円以下で、他の所得（20万円以下）がある方

町申告

・年金収入以外の所得が20万円超の方
・年金収入が年間400万円超の方

確定申告

主に給与収入

給与収入が1か所のみで、年末調整済みの方

申告不要

給与収入以外に、20万円以下の所得がある方

町申告

・退職等で年末調整が済んでいない方
・年末調整の内容に変更がある方
・2か所以上から給与収入があり、年末調整が済んでいない
給与収入とその他の所得の合計額が20万円超の方
・給与収入が年間2,000万円超の方
・医療費控除や寄附金控除等の各種控除を受ける方
・給与収入以外に、20万円超の所得がある方

確定申告

営業・農業・不動産・雑・一時・配当（総合課税）

所得金額より控除金額が多い場合

町申告

所得金額より控除金額が少ない場合

確定申告

町申告会場で受付できない申告

・営業、農業、不動産業の方で、**初めて**確定申告をされる方
・住宅借入金等特別控除を**初めて**申告される方
・雑損控除、先物取引、仮想通貨等の申告をされる方
・譲渡等（土地・建物・株式等）の申告をされる方

鯉沢税務署
で確定申告

令和6年中（令和6年1月1日から12月31日まで）にどんな収入がありましたか？

スタート